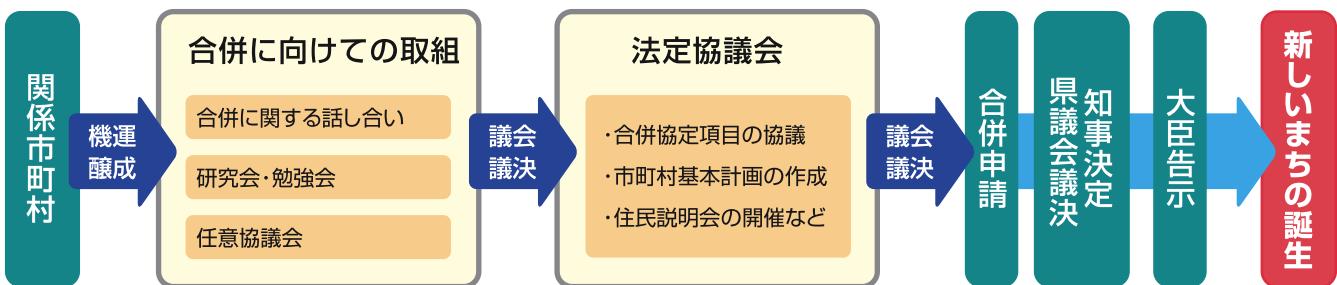


# 7

# 市町村合併の手続はどうなっているの？

## 市町村合併の手続の流れ



## 市町村合併推進の方策

### 総務大臣の定める基本指針

(H17.5.31総務大臣告示)

### 都道府県の構想

都道府県が基本指針に基づき、市町村合併の推進に関する構想を策定

合併協議会が設置されていない場合

合併協議会設置の勧告  
(地方自治法252の2④)

合併協議会設置協議について  
議会に付議

市町村長が選挙管理委員会に  
住民投票請求

市町村長が住民投票請求しない場合  
住民が有権者の6分の1以上の  
署名を集めて住民投票請求

有効投票の過半数が賛成の場合

合併協議会の設置

構想対象市町村

合併協議会が設置されている場合

申請に基づき、  
市町村合併調整委員会を  
任命し、あっせん・調停

合併協議推進勧告



このように、新合併特例法では、都道府県知事は、構想に基づき、合併協議会の設置や合併協議の推進に関する勧告、合併協議におけるあっせん・調停を行うことができるようとされています。

こうした県の役割は、構想対象市町村の合併協議の推進を促すためのものであることから、関係市町村の意向や議論の状況等を踏まえ、適切に対応していくこととしています。